

# 京都地裁（一審）判決について（ご報告）

## 第二次水道問題対策委員会

- 1 開浄水場の「休止」差止めを求めた裁判の判決が、12月9日に出されました。

私達はこの裁判において、宇治市と私達との給水契約は、他の一般的な水道契約とは異なる経緯に基づく特殊な性格の内容をもったものであること。

それゆえ、当時の市長も、再三にわたって「地下水は責任をもって宇治市が供給し続ける」と言明してきたことなどを、膨大な資料（ほとんどが市の所有する資料）を提出して主張の立証に努めました。

しかし残念なことに、私達の主張が裁判官には届かなかつたらしく、極めて不十分、かつ形式的な事実認定に基づいて「敗訴」となってしまうました。

## 2 判決の要旨

- (1) 水道法には、「給水施設や水質を特定すべきことを定めた条項はないから、特段の事情がない限り、水道事業者は、特定の施設や特定の水質の水を供給する義務を負わない。」
- (2) 「被告が原告らに対し、開浄水場の地下水を供給する義務を負うことを基礎づける特段の事情があるということはできない。」

<理由>

- ① 日産車体と原告（またはその先代）らとの間で締結された「給水契約」は、譲渡によって「失効」しており（9条）昭和53年の「覚書」でも宇治市が「給水を引き継ぐ」としか規定されていない。
- ② 「53年覚書には・・・開地区住民に対する給水の方法や水源の種別を特定する規定は存在しない。」
- ③ 宇治市長の発言についても、覚書には何らの明記もなく、「将来にわたって（地下水を）供給することを確約したとは認定できない」
- ④ 「水道管引き込み工事に関連する」特殊な取扱いの「事実」も、「被告による給水に円滑に移行するために取られた措置と考えられ、・・・開地区以外に居住する住民と異なった待遇を受ける権利を発生させるとは認めるに足りる事情とはいえない。」

- (3) 「以上の次第で、・・・個人原告らの請求は理由がないからい  
ずれも棄却すべきものである。」

### 3 判決の特徴と問題点

- (1) この判決の特徴は、本件給水契約の特殊性を示すものとして私達が主張した、一連の相互に関連している具体的事実を、全体の経緯に即して総合的に理解しようとはせず、あれこれの事実をバラバラに、それも極めて形式的にしか考察していないことです。

これに対して、市のわずかな主張については、驚くほどていねいに、しかも深〜い理解に努めています。

- (2) この判決は、事実誤認と事実の歪曲に満ちています。

事実誤認—現市長自身が認めている歴史的事実（平成15年4月公文書）についてさえもまったく認めていません。

事実の歪曲—故渡辺市長が住民にした約束さえも、「確約する意図までは認められない」「半永久的に使うということをしていくとの発言もしているが『具体的に何年間の保障をするか検討しているものではなく、合意内容も確定できない』

などと驚くべきことを述べ、その結果、「特段の事情は認められない」と断じているのです。

- (3) また、本件の経緯を十分に知っている市が、住民との約束を十分な合理的な理由・説明もなく、一方的に破棄するという理不尽なやり方に目を向けようとはしない、このような不当な判決を、私達は受け入れることはできません。

即日控訴の手続きをとりました。

### <歴史的事実>

- 1 日産は、開簡易水道を廃止をしたかったのであり、住民は日産（株）に対して、開簡易水道の継続を求めた続けた事実。

市長が、「開浄水場を存続し、地下水供給の継続を約束された」ので住民は納得し、日産の簡易水道から市水道（開浄水場）に移管することとした三者の合意（日産、宇治市、住民）が成立したという「もっとも根本的な歴史的事実」。

- 2 この合意がされるまでに、16年余の時間がかかり、その間、市や日産と様々な協議を行ってきた事実（議事録として市に保管されていた公文書）。その結果として、昭和53年の「覚書」があるのです。